

**令和6年度 陸別町景観形成事業**

**空家等の解体撤去に対する経費の一部を助成します。**

空き家を解体し、景観に配慮した土地の有効活用によって陸別町の豊かな景観の形成を進めましょう。

**※町内全域を対象とします。**（令和6年度より拡大）

\* 空家等の解体撤去に係る補助金額は次のとおりです。

空家の構造	補助基本額	補助率	
木造基礎 無（束石）	@17,200円 × 空家延面積(m <sup>2</sup> )	× 50% =	補助金額
木造基礎 有（布基礎）	@22,900円 × 空家延面積(m <sup>2</sup> )		
非木造	@29,200円 × 空家延面積(m <sup>2</sup> )		

<補助上限額> 空家1棟につき補助金額の上限額は50万円です。

\* 延床面積 70 m<sup>2</sup>の住宅（木造基礎有）を解体する場合

補助基本額 22,900円 × 70 m<sup>2</sup> = 1,603,000円

補助率 50% 1,603,000円 × 50% = 801,500円

補助上限額の50万円を超えるため、補助額は50万円となります。

\* 延床面積 50 m<sup>2</sup>の住宅（木造基礎無）を解体する場合

補助基本額 17,200円 × 50 m<sup>2</sup> = 860,000円

補助率 50% 860,000円 × 50% = 430,000円

補助金額は 43万円となります。

- ◇ 対象物件は、個人が所有する陸別町内の空家（専用住宅または併用住宅で、居住がないもしくは今後居住がなくなる予定の建物）で、町内事業者が解体を行うものに限り  
ます。（法人所有の空家や店舗・倉庫など居住の実態が無い物件は補助の対象外です。）
- ◇ 町外在住の所有者の方も申請が可能です。
- ◇ 申請から解体着手可能となるまで時間がかかる為、お早めにご相談ください。
- ◇ 申請書の提出期限は、令和6年12月27日までです。
- ◇ 申請手続き等詳しくは、下記へお問い合わせください。

**問合・申込先 陸別町役場総務課企画財政室（27-2141 内線:215）**